

# 三障害に対する福祉を学ぶ学生の認識調査 ～障害者差別解消法と相模原殺傷事件に関連付けて～

社会福祉科

松岡 夏菜・佐藤 太施・中谷 玲菜

## 要約

福祉を学ぶ学生に三障害のイメージを聞いたところ、精神障害者に対する捉え方の上位三項目が「不安定」「消極的」「怖い」であり身体障害者、知的障害者よりも否定的な捉え方をしていることが分かった。障害者差別解消法の認知度は学科により異なり、社会福祉科、精神保健福祉科だけが60%を超える認知度となったが、法律の内容まで知っているという学生は20%を下回っていた。

今後、福祉を学ぶ学生が、福祉現場で働くことが予想される中、障害者に対して否定的または興味・関心を抱かないことは、相模原殺傷事件のような事件や障害者虐待の原因になり得る。現在取り組むべきことは、授業内でのグループワークの取り入れ、「差別」の概念の共有化を図ることだと考える。

キーワード：障害者差別解消法、相模原殺傷事件、精神障害者

## 【背景】

2016年4月1日「障害者差別解消法」が施行された。この法律は、障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としている。島津は障害者差別解消法における課題として、合理的配慮の提供には事例により考え方の違いが生じることを指摘している。このことから重要なことは、民間事業者において、「合理的配慮」が「努力義務」として押さえられており、「負担が過重でないときは障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」とあることに対し、「負担が過重」の言葉に関しては、解釈のばらつきが想定され、同じような状況でも事業者の考えによって差異が十分考えられるとしている。そして民間事業は国及び地方公共団体のような「法的な義務」として押さえる必要があり、当事者たる障害のある人の参加は当然のことであるとしている。<sup>1)</sup>

障害者差別解消法が施行された同年7月26日未明、神奈川県相模原市の知的障害者施設で、大量殺人事件が起こった。犯人は、元施設職員であり、犯行の要因を「障害者はいない方が良い」という趣旨を述べている。

## 【研究動機】

障害者差別解消法が施行されたことにより、島津が述べているよう、「差別」の定義は「社会的障壁」の除去としており、細則規定もないため抽象的な表現に留まっており「合理的配慮」においては「努力義務」であることから、考え方に違いが生じるため、「差別」に対する概念の共有化の必要性等の様々な課題を指摘している。しかし、大阪・東京・神奈川等多数の都道府県で障害者差別解消法を普及啓発する活動を行っており、メディア等でも紹介されていたため、障害者差別への認識や、差別をすることが、如何に、相手の尊厳を損なう行為だということが、理解されてきていると想定された。しかし、相模原殺傷事件により犯人のように福祉に携わる者であっても「障害者はいない方が良い」というような障害者に対して肯定的に捉えているわけではないことが明らかになった。

本研究では、今後福祉施設で働くことも多いと予想される福祉を学ぶ専門学生を対象とし、実習の機会も少ないこと及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、「医療観察法」とする）により犯罪を犯しやすく怖いイメージを持っているのではないかと仮説を立て、三障害それぞれに対しこれまでの実習や関わりの中でどのようなイメージを抱いているのかを明らかにし、三障害に対する捉え方及び障害者差別解消法に対する認識調査を行うこととした。

障害者差別解消法では差別的行為の禁止及び合理的配慮の提供を地方公共団体・民間事業者等に対して謳われているが、島津が述べているように、合理的配慮の提供には民間事業者等に法的な義務はなく、事例により考え方も異なってくるために課題が生じる。<sup>2)</sup> 民間事業者及び私人間でも法的な義務が必要になることを提案し、今後、障害者差別解消法の普及啓発の進め方に対す

る発案を生み出したと考えたことが動機となった。

#### 【意識付け】

#### 障害者差別解消法

2016年4月1日より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行。この法律は、障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的として制定。国・地方公共団体・民間事業者などを対象としている。この法律には、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供がある。

#### ◎不当な差別的取り扱いとは

障害を理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為

例) バスに車椅子の人を乗車させないこと

#### ◎合理的配慮とは

障害のある方が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮

例) 聴覚障害の方に対して筆談でコミュニケーションを図る。

#### 【目的】

本研究の目的は、学科・学年の違いにより、「三障害に対する認識」「障害者差別解消法に関する理解」が異なるのかを明らかにする。そして、「合理的配慮の提供」が福祉を学ぶ学生の視点から、必要だと感じる範囲を分析し現在民間企業等には「合理的配慮の提供」が負担にならない程度の「努力義務」になっているが、法的な義務にする必要性を明らかにする。障害者差別解消法の認知の程度だけではなく、障害者差別への関心がどの程度あるのかを分析し、今後教育現場等で福祉を学ぶ学生に向けての授業の取り入れの推進方法を提案することを目的とする。

#### 【仮説】

仮説 1：実習等での関わりの機会が少ないこと及び医療観察法から犯罪を犯しやすく怖いイメージを抱き、精神障害者に対して否定的な捉え方をしているのではないかと。

仮説 2：障害者差別解消法は施行から2年経過しており、大阪でも障害者差別解消の意義を知ってもらうためのパレードも実施されていたため、広く認知されているのではないかと。

#### 【方法】

調査方法：自記式質問紙調査

対象者：A 専門学校生徒 395 名

社会福祉科 (79 名)・介護福祉科 (100 名)・看護科 (122 名)・保健保育科 (70 名)  
精神保健福祉科 (24 名)

内容：①身体障害者、知的障害者、精神障害者との関わりの有無

②三障害(身体・知的・精神)それぞれのイメージの15項目のうち当てはまる項目を選択(複数回答可)

・好き、嫌い、優しい、怖いなど

③障害者差別解消法についての理解

・法律を知っているか、学校の授業で学んだか、法律内容まで知っているか、法律は効果を成していると思うか(思う、どちらとも言えない、思わないで選択)

④差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供に関する事例から当てはまるものの選択(いいと思う、どちらとも言えない、良くないと思うで選択)

・カフェに車椅子の方が入店しようとしたが、従業員は「すみません、車椅子の方はご利用いただけません」と入店を断った。

・不動産会社が、住居募集者を求める広告を出す際に、障害についての知識がないため入居はあらかじめ断っておこうと思い、「障害者入居不可」と記載した。

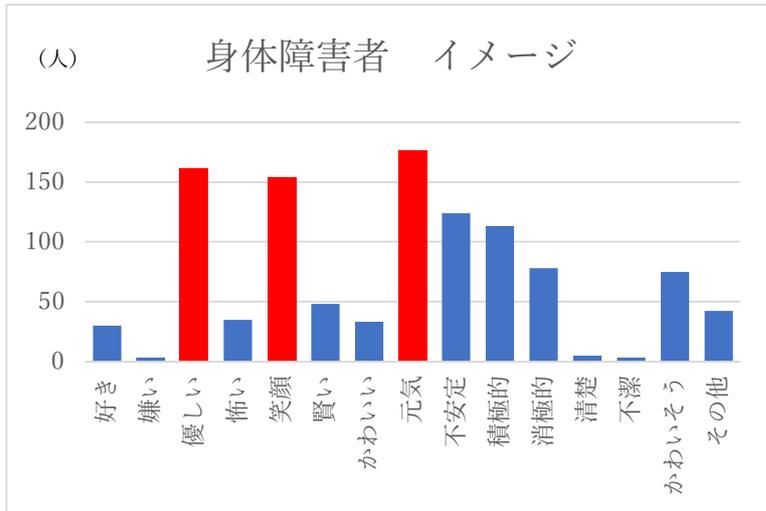
・遊園地で、長く待つことできない発達障害児のために、入園時やアトラクションの利用時に待たなくても入園あるいは利用ができる特別枠を設ける。

- ・会議の際に、墨字の資料を配布する時に視覚障害者には「あなたには見えないからいらねえ」と言って配らなかった。
- ・受付に、視覚障害のある方から代わりに書類を書いて欲しいとの要求があったので、質問内容を口頭で述べ、代わりに代筆を行なった。
- ・視覚障害がある人を逮捕する場合は、点訳された逮捕状を示す。

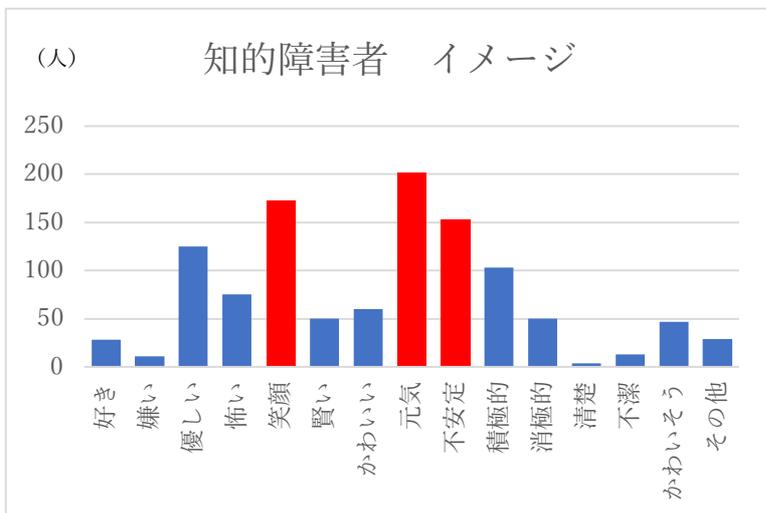
分析方法：単純集計及び統計処理

【結果】

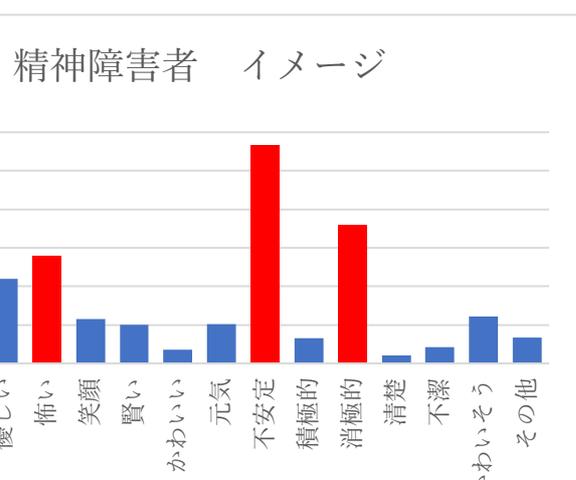
(1) 三障害それぞれのイメージ (全体)



身体障害者のイメージの上位3項目は元気 (45.2%) 優しい (41.3%) 笑顔 (39.3%) となったが、不安定、消極的、かわいそうといったマイナスのイメージもみられた。



知的障害者のイメージの上位3項目は元気 (51.3%) 笑顔 (43.9%) 不安定 (39.0%) となった。



精神障害者のイメージの上位3項目は不安定 (72.2%) 消極的 (45.9%) 怖い (35.7%) となり、三項目すべてがマイナスのイメージとなったが、優しいというイメージも多くみられた。

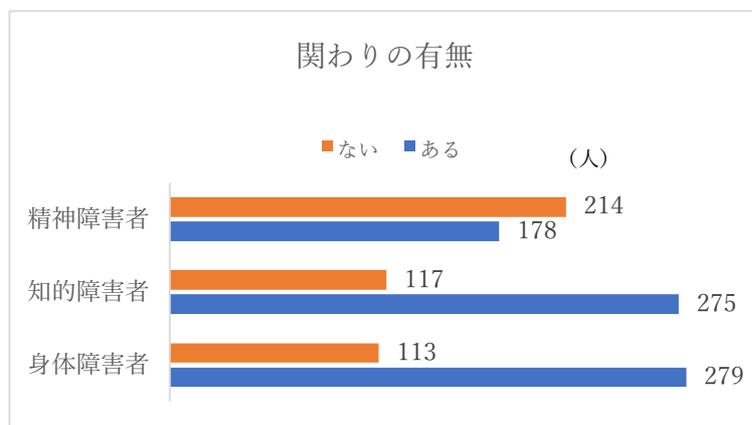
(学科別身体障害者のイメージ上位三項目)  
 社会福祉科 (79名)  
 元気 (53.2%) 優しい (51.9%) 笑顔 (41.8%)  
 介護福祉科 (100名)  
 元気 (46.0%) 笑顔 (45.0%) 優しい (40.0%)  
 保健保育科 (83名)  
 不安定 (41.8%) 優しい (38.5%) 元気 (36.1%)  
 精神保健福祉科 (24名)  
 優しい (34.3%) 積極的 (27.0%) その他 (30.8%)

(学科別知的障害者のイメージ上位三項目)  
 社会福祉科 (79名)  
 元気 (58.2%) 笑顔 (44.3%) 優しい (38.6%)  
 介護福祉科 (100名)  
 元気 (37.0%) 笑顔 (36.0%) 優しい (29.0%)  
 看護科 (122名)  
 不安定 (46.7%) 元気 (41.0%) 笑顔 (31.1%)  
 保健保育科 (83名)  
 笑顔 (43.4%) 元気 (37.5%) 不安定 (26.5%)  
 精神保健福祉科 (24名)  
 不安定 (54.2%) 元気 (37.5%) 怖い (29.2%)

(学科別精神障害者のイメージ上位三項目)  
 社会福祉科 (79名)  
 不安定 (64.6%) 優しい (45.6%) 消極的 (45.6%)  
 介護福祉科 (100名)  
 不安定 (49.0%) 消極的 (32.0%) 怖い (17.0%)  
 看護科 (122名)  
 不安定 (75.4%) 怖い (46.7%) 消極的 (43.4%)  
 保健保育科 (83名)  
 不安定 (62.7%) 消極的 (37.3%) 怖い (37.3%)  
 精神保健福祉科 (24名)  
 不安定 (62.5%) 優しい (41.7%) 消極的 (37.5%)

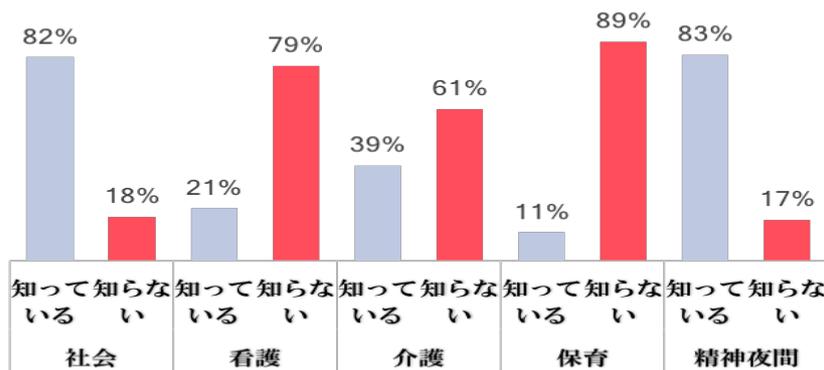
精神障害者に対しては、全学科 1 位が不安定となった。しかし、社会福祉科、精神保健福祉科は優しいと答えている者が他の学科よりも高く、40%を超えていた。

(2)障害者と関わったことがあるか

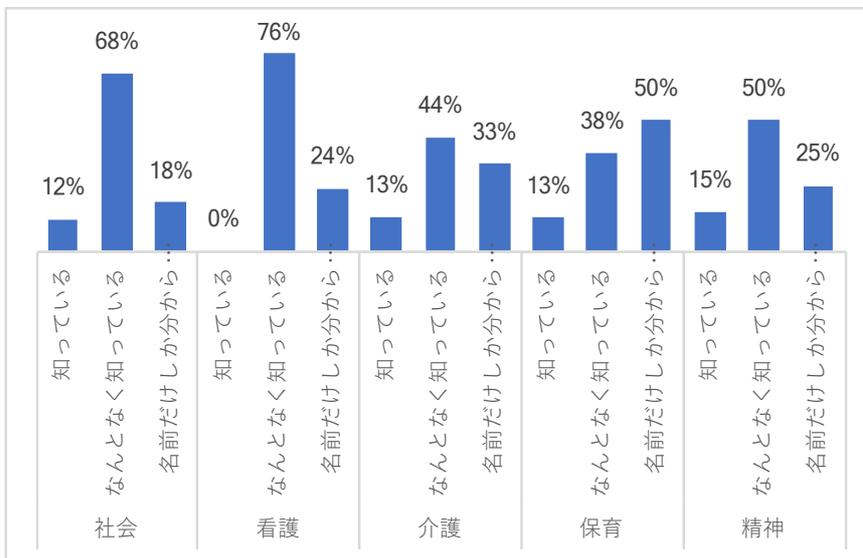


三障害それぞれの方と関わったことがある生徒は 395 名中、身体障害者 (279 名) 知的障害者 (275 名) 精神障害者 (178 名) と、精神障害者の関わり少なさが明らかとなった。

(3) 精神障害者差別解消法についての認知度

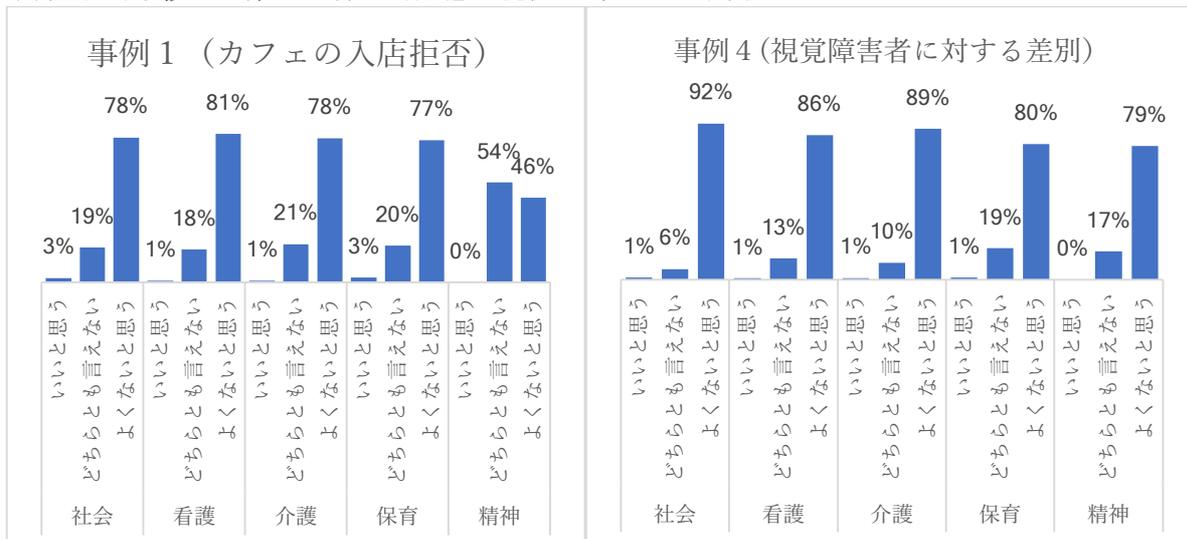


社会福祉科、精神保健福祉科は知っていると答えたものが80%を超えたが、保健保育科は知らないと答えたものが89%、看護科79%、介護科61%と高く、学科ごとにより障害者差別解消法の認知度の差が見られた。

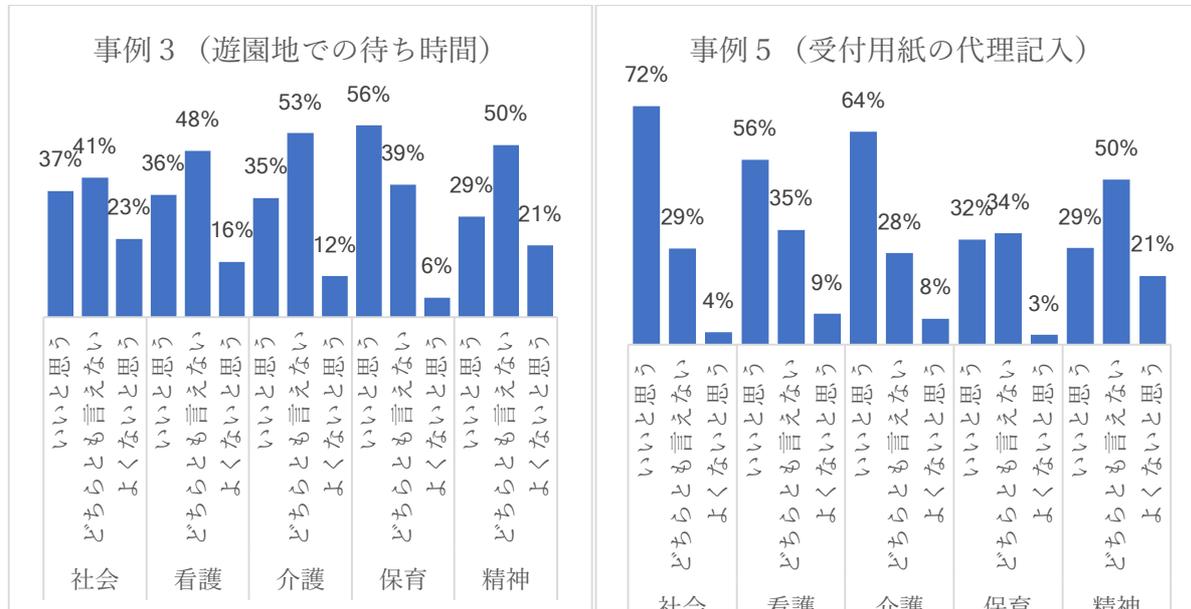


しかし、法律を知っている人の中で「法律の内容まで知っているか」では、「なんとなく知っている」の回答が目立ち、社会福祉科、看護科では、60%以上の学生が該当していた。

(4) 差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供に対する事例



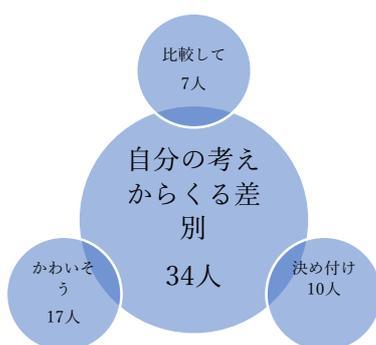
事例1はカフェの入店を車椅子だという理由で断ることについて、事例4は視覚障害者の生徒に対し、目が見えないことを理由にプリントを配布しないという差別に対して、どちらもよくないと回答した者が多く、「どちらとも言えない」「良いと思う」と答えた学生は20%程であった。しかし、事例1カフェの入店に関して精神保健福祉科は「良いと思う」と答えたものはいなかったものの、「どちらとも言えない」と答えた者(54%)が「よくないと思う」と答えた者(46%)よりも多い結果となった。



事例1、2は差別だと考えた者がほとんどであったが、事例3「遊園地で、長く待つことできない発達障害児のために、入園時やアトラクションの利用時に待たなくても入園あるいは利用できる特別枠を設ける。」では、「良いと思う」と答えた者が保健保育科以外は「どちらとも言えない」よりも回答数が低く、「よくないと思う」と答えた者が10%を超えた。事例5「受付に、視覚障害のある方から代わりに書類を書いて欲しいとの要求があったので、質問内容を口頭で述べ、代わりに代筆を行なった。」では「良いと思う」と答えた者が、社会福祉科・看護科・介護福祉科では半数を超えていたが、保健保育科・精神保健福祉科では「良いと思う」と答えたものよりも「どちらとも言えない」と答える者が多く、全学科「どちらとも言えない」が25%を超える結果となった。このことから、事例3・5では合理的配慮の提供をする必要があるのかどうか分からない学生が多いことが明らかとなった。

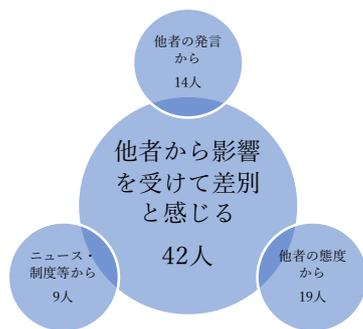
#### (5) 差別を感じたことがあるか

障害者に対して差別を感じたことがあるかでは、あると答えた者は150名、ないと答えた者は269名となり、60%の学生が障害者に対して差別を感じたことがないことが明らかとなった。

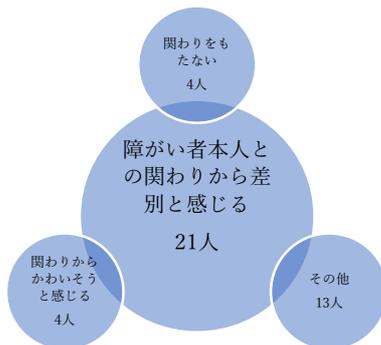


#### 差別を感じたことがあるか (自由記述)

自分の考えからくる差別を書いていた34人の中で「○○ができないからかわいそう」「かわいそうだと感じてしまう」等といった、文章に「かわいそう」と書いていた者が17人、「障害者だから○○」といった「決め付け」に値する者が10人、自分と比較して差別を感じた者が7人いた。



他者からの影響を受けて差別と書いていた 42 人の中で「冷たい目線を向ける」「公共交通機関で席を譲らない」等の他者の態度から差別と感じたのが 19 人、「他者から障害者に対しての差別的言動が多くみられる」といった、他者からの態度からと書いていた者が 14 人、障害者手帳、障害者雇用率などの制度、ニュース等から差別と感じたのが 9 人いた。



障害者本人との関わりから差別と書いていた 21 人の中で、「街中で会うと、おもわず避けてしまう」と「関わりをもたない」に値する者が 4 人、「関わっていくうちに自然とかわいそうと思ってしまう」と「関わりからかわいそうと感じる」と値する者が 4 人、実際に、自身が障害者と関わって後悔していること、個人的体験に値する「その他」は 13 人であった。

## 【考察】

### 1 本研究の対象・方法に関する考察

学科により人数が異なると同時に、実習期間等の理由で回答の差が出てしまい、偏りのある調査結果となってしまった。看護科、社会福祉科以外は担当の先生にアンケートを配布・回収してもらったが、自分達で教室に出向き、調査の目的を十分に説明することにより、調査結果が変わったのではないかと考えた。

### 2 本研究の結果に関する考察

#### (1) 協力者の属性等に関する考察

今回の男女比については男性 3 割女性 7 割という結果であり、少し考え方に偏りが出てしまったのではないかと考察する。学年比については 1 年 (171 名) 2 年 (140 名) 3 年 (53 名) 4 年 (27 名) であり、2 年生までの学科が多いことから問題のない学年構成になっていたと考えた。

(2) 三障害のイメージの上位三項目が身体障害者は「元気」「優しい」「笑顔」と全てが正の因子であり、知的障害者は「不安定」も 3 位に入っていたが「元気」「笑顔」が 1.2 位を占めていた。しかし、精神障害者に対しては「不安定」「消極的」「怖い」と上位三項目全てが負の因子となった。精神障害者だけが悪いイメージを強く持たれている背景には、関わり方の少なさが関係しているのではないかと考える。しかし、医療観察法等で注目されている人たちを連想させ、否定的なイメージを抱いているのではないかと考察する。

(3) 身体障害者・知的障害者に対して、精神障害者と関わったことがある学生は 45% と少ない結果となったが、これは実習先が限定されていることも要因として考えられるが、精神障害者は目に見えにくい障害であることから普段の生活の中で精神障害があることに気づかずに接していることも要因として考えられる。そして、質問項目に関わり場面の設定を記載していなかったため実習での関わり方の少なさが要因であるとは断定できないことが本研究の限界である。

(4) 障害者差別解消法の認知度調査では、障害者福祉を専門に学ぶ社会福祉科、精神保健福祉科では、国家試験の範囲でもあるため知っていると答えたものが 80% を超えたが内容までの理解には至っていなかった。そして、事例を用いて「差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」の範囲を聞いたが、事例によって「合理的配慮をすべきだと考えるものやどちらとも言えないという考え

方に違いや曖昧さが見られた。このことから言えることは、障害者差別解消法は2016年に施行された比較的新しい法律なため試験に出ることを予想し授業で取り扱われ、学生の認識としても聞いたことがあるからといった程度の理解であり、障害者差別に関する、興味関心の低さや障害者差別解消法の具体的な事例を出しての意見交流の場がなかったからではないかと考える。しかし、事例により異なる意見が出たということは、福祉を専門的に学んでいない一般の方は余計にばらつきの差が出るのではないかと予想される。このことから、現在「合理的配慮の提供」に法律的な義務規定がないのは妥当と考えられるが、島津が提唱しているように、「差別」の概念の共有化を図ることに力を入れるべきだと考える。

(5)障害者に対して差別を感じたことがない学生が全体の2/3を占めていたことは障害者差別に関して興味・関心がないことを明らかとしている。障害者差別解消法が制定されたきっかけとして、これまでの歴史の中で差別により健常者と同じような日常生活を送れない「障壁」を感じていたからである。そして本研究により三障害の捉え方に関して精神障害者には上位三項目が負の因子であり身体障害者、知的障害者に関して「怖い」「不安定」「消極的」といった負の因子も存在している。このことから、私たちがはじめに述べていた、今後福祉現場で働くことも多く予想される学生が障害者に関して否定的なイメージを持つことは相模原殺傷事件のような悲惨な事件または障害者虐待の原因ともなり得る。

そして、福祉を学ぶものが障害者差別に関して興味関心を抱いていないということは、障害者差別解消法について普及啓発するものが、当事者やその家族などの、障害者差別に興味関心があるものだけで構成されることになる。それでは、専門的な知見を持つものの意見が反映されにくくなり、法律の改革等がしづらい環境になると考えられる。

私たちがここで提案したいことは、福祉を学ぶ学生に対し、授業等で当事者を招き、障害者差別解消法の「合理的配慮の提供」に関し自分の体験談や、障害のためによる困りごとやその際にしてもらったらありがたいこと等を話してもらおう場を提供すべきだということである。また、事例を出し、クラスメイトでの意見交流の場（グループワーク）を設け、他人の意見を聞くことにより新しい考えに対する共感、自分の考えとの相違点等気づくことにより、興味関心が芽生え、学びが深まるのではないかと考える。

#### 【結論】

今回の研究から仮説①精神障害者に対して否定的な捉え方をしているのではないかとこの仮説は精神障害者に対する捉え方の上位三項目が「不安定」「怖い」「消極的」であったことから肯定された。しかし、質問項目に関わり場面を記載していなかったため、実習での関わりの少なさだけが要因であるとはできないことが本研究の限界である。また、仮説②福祉を学ぶ学生の障害者差別解消法に対する認知度が高いという仮説は否定された。法律の内容を理解していない学生が多数いたことは、「差別」の概念が曖昧であり、「合理的配慮の提供範囲」については人により考え方が異なるためだと考えられる。

これらのことから私たちは、「差別」の概念の共有化を図るために、講義内で事例や実際に当事者を校内に招き、当事者の想いを汲み入れてグループワークを通じた自分の意見、他者の意見を交流する時間を設けることを提案したい。

#### 【引用文献】

- 1) 島津 彰『「障がい」と「差別」に関する考察～「障害者差別解消法」と「小林一茶の俳句」』（2015年）『北方園学術情報センター年報「障がい」と「差別」に関する考察』
- 2) 前掲<sup>1)</sup>と同じ

#### 【参考文献】

内閣府-障害を理由とする差別の解消の推進

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

内閣府-合理的配慮等具体的データ集 合理的配慮サーチ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

毎日新聞 2017年7月19日